



Trade Mark 商標

弁理士法人 藤本パートナーズ 田中 成幸◇弁理士

当社はカフェ事業を営んでおり、フランチャイズによるチェーン展開を行っています。最近では、当チェーンにおける店舗の外観や内装が注目されてきており、それらを保護する方法がないか考えていたところ、店舗の外観等が商標登録できると聞きました。どのようなものか教えてください。

(京都府 H. T)



1. はじめに

店舗の外観・内装は、以前よりその立体形状が独立して出所を認識させるものであれば、立体商標として保護され得ると考えられていました。しかし近年では、それらを需要者に認識させることで、ブランドとしての価値が作り出されるという認識が広まってきたにもかかわらず、十分に保護されているとはいえない状況にあったため、店舗等の外観・内装を立体商標によってより適切に保護できるように、商標法施行規則、商標審査基準および商標審査便覧が改正され、2020年4月1日以降の出願に対して適用されています。

なお「店舗等」には、事務所、事業所および施設等の建築物だけでなく、移動販売車両、観光車両、旅客機および客船等も含まれます。

2. 主な改正点

立体商標の制度・運用についての主な改正点は以下のとおりです。

- ・ 出願する際に、必要に応じて願書に「商標の詳細な説明」を記載できるようになった点
- ・ 願書の商標記載欄に、登録を受けよ

うとする立体的形状を実線で、その他の部分を破線で描く等の記載方法が可能となった点

- ・ 店舗等の内装を表示する際、商標記載欄に記載された立体商標の端がやむを得ず見切れた場合、記載の範囲で立体商標としての構成、態様が特定されることになった点

3. 登録要件について

また、店舗等の外観・内装の立体商標を出願した場合、特許庁の審査における識別性および類否の判断は以下ようになります。

(1) 識別性について

店舗等の立体的形状が商品等の機能または美感に資する目的のために採用されたものと認められる場合等には、特段の事情のない限り、商品等の形状そのものの範囲を出ないものとして3条1項3号に該当し、また同号に該当しなくても、商標が店舗等の形状にすぎないと認識される場合には、同6号に該当すると判断されます。

したがって、商標の識別性が認められるためのハードルは高く、原則的には使用による識別力の獲得を立証する必要がありますと考えられます。

(2) 商標の類否について

店舗等の外観・内装を表す立体商標の類否は、従前と同様に特定の方向から見た場合に視覚に映る姿を表示する平面商標および特定の方向から見た場合に視覚に映る姿が共通もしくは近似している立体商標と、原則、外観において類似すると判断されます。ただし、特定の方向から見た場合に視覚に映る姿が立体商標の特徴を表しているとは認められない場合は除かれます。

なお、実線・破線等の描き分けがある立体商標の類否の判断は、商標を構成しない部分（破線等）を除いて、商標全体として考察します。

4. おわりに

店舗等の外観・内装の立体商標は、原則的に識別力がないと判断されることから、登録は容易ではなく、筆者が調べた限り2020年4月1日以降、本稿執筆時まで登録されているものはありません。

しかし、ブランド保護の観点からするとその登録は意義があるといえ、中長期の計画を定めて戦略的に登録を目指す必要があると考えます。